

くらしの情報 秋号

ちよこつと
計量豆知識

「計量法」について

マスコットキャラクター
まもりん

11月1日は「計量記念日」ということをご存知ですか？
現行の計量法が施行された平成5年11月1日に制定
されました。今回は「計量法」について紹介します。

マスコットキャラクター
みもりん

「計量法をご存じですか？」とお尋ねすると、「聞いたことがない」との答えが残念ながら多く返ってくるのではないかと思います。

私たちの身の回りには「計量器」がたくさんあります。例えば、家庭にある電気・ガス・水道の「メーター」、血圧計・体温計・体重計などの健康機器。また、日々の食生活に使う肉・魚・野菜などの食材を購入するときに使われる「はかり」、ガソリンを入れる給油機メーターなどが挙げられます。

計量器は、生活に必要なものの量を計った際に数値を示しますが、その数値が正しくなければ、物の取引や健康管理などに悪影響を与えてしまいます。

計量器が「正しい数値」を示すように規定し、見守っていくのが「計量法」です。



北九州市 計量検査所
北九州市小倉北区親和町6番2号
TEL:093-592-2012



<市長表明>

消費者行政の推進について

北九州市では、昭和46年(1971年)に、他都市に先駆けて消費生活センターを設置し、市民の皆様の消費生活に関する相談を受け、トラブルの解決に向けた助言などを行っています。

一方で、巧妙化する「悪質商法」などの被害を未然に防ぐためには、知識を身につける「予防」が重要です。

このため、北九州市では、出前講座や広報紙の発行、SNSによる情報発信など、様々な啓発活動に取り組んでいます。

今後も、市民の皆様が安全に、そして安心して暮らしていただけるよう、地域や警察など関係の皆様との連携を図りながら消費者行政を推進してまいります。

令和5年11月

北九州市長 武内和久

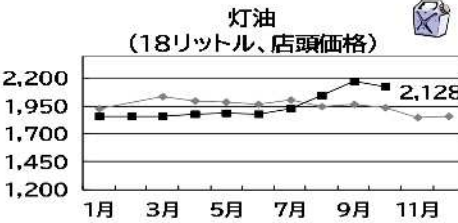
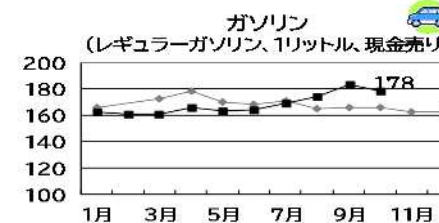
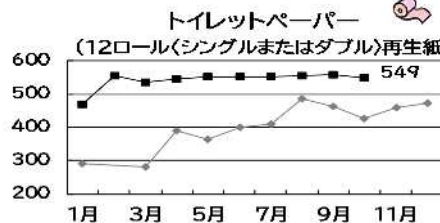
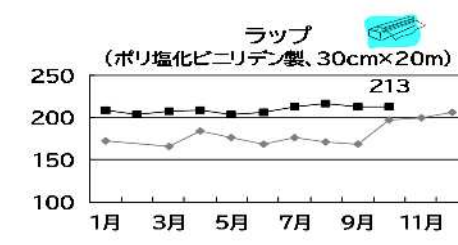
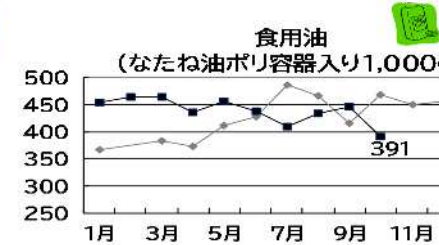
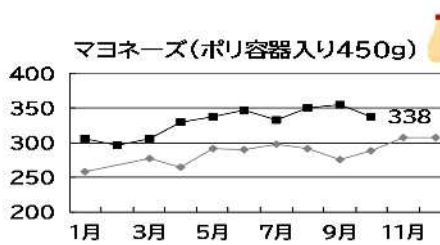
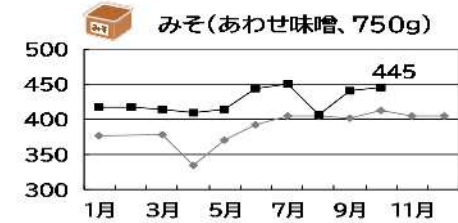
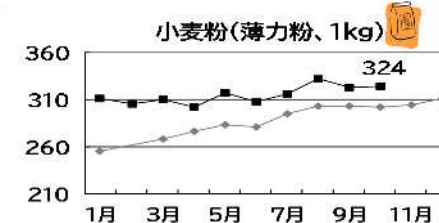
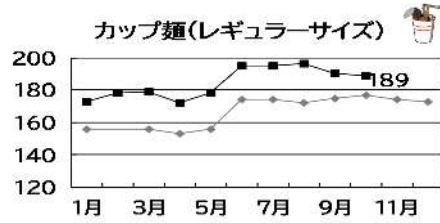
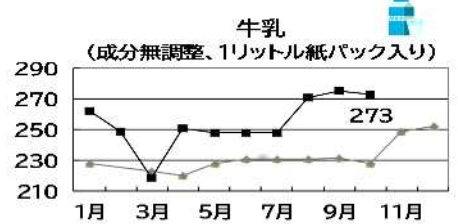
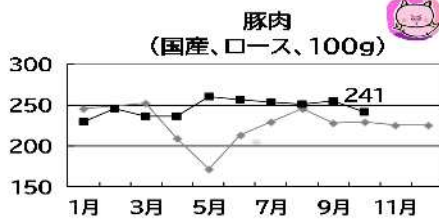
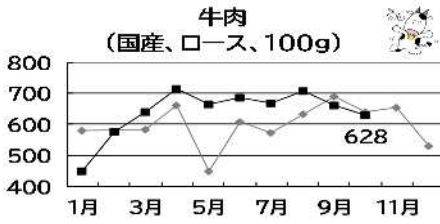


物価情報

物価に関するお問い合わせは
☎871-0428

— R4年 — ■ R5年

【生活関連物資の10月価格動向】



◎結果は令和5年10月に職員が市内の小売店舗で調査したものです。◎特価の価格も含まれますので、あくまで参考程度にしてください。◎価格は消費税を含みます。◎上記以外も調査しています。詳しくは、北九州市立消費生活センターのホームページをご覧ください。

北九州市の相談窓口は次の4箇所です

●北九州市立消費生活センター ☎093-861-0999

相談受付時間：9時00分から16時45分(第3土曜日は13時まで)

休館日：日曜日・祝日、年末年始

●小倉北相談窓口 ☎093-582-4500

相談受付時間：9時00分から16時45分

面談での相談：週3回 月曜日・水曜日・金曜日(祝日、年末年始除く)

まずはお電話にてご相談下さい！

●八幡西相談窓口 ☎093-641-9782

相談受付時間：9時00分から16時45分

休館日：土曜日・日曜日・祝日、年末年始

●小倉南相談窓口 ☎093-951-3610

相談受付時間：9時00分から16時45分

面談での相談：週2回 火曜日・木曜日(祝日、年末年始除く)

要予約

消費者トラブル無料法律相談

●弁護士による無料法律相談
.....毎週火曜日 14:00~16:00

●司法書士による無料法律相談
.....第1金曜日 14:00~16:00

契約や多重債務その他消費者トラブル全般の相談に法律の専門家が応じます。
(相談時間は1件につき30分間です)
※事前予約が必要です。各相談窓口へ電話または来所して下さい。

※七セ電話詐欺等に関する警察の相談電話 ☎#9110(シャープきゅういちいちまる)

消費者ホットライン ☎188(いやや!)

電子メールによる
消費生活相談

検索サイトで「北九州市」を検索→くらしの情報→消費生活→消費生活相談窓口→電子メールによる消費生活相談
→「電子メールによるご相談入口」をクリック パソコン・スマートフォン

編集・発行 北九州市立消費生活センター

〒804-0067 北九州市戸畑区汐井町1-6 ウェルとぼた7階

☎093-871-0428 FAX 093-871-7720

ホームページ：①検索サイトで「北九州市」を検索 ②くらしの情報→消費生活ををクリック

困ったときは一人で悩まず、まずは
消費生活センターにご相談ください！

